

第11回 大阪市同和問題に関する有識者会議について

1 開催日時

令和7年1月17日(金) 午後1時～3時

2 出席者(50音順、敬称略 ☆は座長、★は座長代理を示す)

赤井 隆史(部落解放同盟大阪府連合会 執行委員長)

楠木 克弘(全国隣保館連絡協議会 相談役)

斎藤 直子(大阪教育大学総合教育系 特任准教授)

辻 大介(大阪大学大学院人間科学研究科 教授)

★妻木 進吾(龍谷大学経営学部 准教授)

畠田 幸信(全日本同和会大阪府連合会 副会長)

畠中 幸司(自由同和会大阪府本部 会長)

宮前千雅子(関西大学人権問題研究室 委嘱研究員)

☆三輪 敦子(一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪) 所長)

本市側

市民局:理事、ダイバーシティ推進室長、人権企画課長、共生社会づくり支援担当課長、

人権啓発・相談センター所長

大阪港湾局:人事・港湾再編担当課長

3 議事及び意見の要旨

(1)差別発言事象の概要とそれを踏まえた大阪市の取り組みについて(資料 7-2、7-3、7-4)

本市職員による差別発言事象に関する概要と、それを踏まえた本市の取り組みについて説明した。

○職員の人権研修にすること

【有識者等からの主な意見】

- ・職員による差別的な言動は、これまでの研修が十分でないことを示しており、抜本的な見直しが必要である。
 - ・当事者と正しく向き合う実践的な研修を職員に提供することが求められる。
 - ・差別事象に居合わせた時に、アクティブ・バイスタンダー※になれる研修が必要。
- ※ハラスメントやさまざまな暴力、差別が起きたとき、その場に居合わせた第三者が被害を軽減するため、状況に応じてできる行動をすること。「行動する傍観者」の意。

【本市の説明】

- ・職員の人権研修は、昨年7月の大阪市人権施策推進審議会のご意見も踏まえ、充実・強化を図った。
- ・全職員を対象とした研修では、同和地域の実情等に精通した外部有識者に依頼し、差別を受けた方の社会的影響について理解を深める内容に、職場でのマイクロアグレッショング等への対処を導入。
- ・受講者の習熟度を測る観点からの理解度テストの実施、市長からのメッセージを冒頭に盛り込む等、職員が真摯に研修を受講し、効果的な研修となるよう工夫。
- ・令和7年度以降に向けては、「気づきから行動変容へ」「既存研修のブラッシュアップ」「外部の知見の導入」を念頭において、改善実施を継続。

○職員の人権意識の把握について

【有識者等からの主な意見】

- ・今回の差別事象の背景や要因を把握した上で対応を考える必要があり、職員意識調査が必要。
- ・研修後のアンケートもよいが、他の自治体の例を参考に、職員意識調査を行うべき。
- ・職員意識調査は無記名方式や強制性の緩和により実施可能。
- ・今事象を生み出した実態を浮かび上がらせる方法等、外部の専門家の意見も取り入れ検討を。
- ・職員アンケートの設問は、大阪市が求める答えを引き出そうとするものであるとの印象を受ける。

【本市の説明】

- ・職員意識調査については、過去の「政治活動に関する調査」が個人の政治信条に関わる部分とされ、市が訴訟に敗訴した経過も踏まえ、慎重に取り扱うべきと考えている。そのため、思想信条にまで踏み込むことを想起させる意識調査は難しいと認識。
- ・弁護士相談では、例えば設問で具体的な団体名を挙げて聞くなど、内容によっては差別の助長にもなりうるとの見解。
- ・職員の考え方の把握については、同様のアンケートを実施した大阪府の実績なども踏まえ、内容を検討している。
- ・多くの職員から率直な回答を得るという観点から、アンケート方式が適していると考える。

○部落差別解消に特化した条例の検討

【有識者等からの主な意見】

- ・同和行政や同和問題に関する大阪市としての基本的な考え方について、意見具申や答申としてまとめる必要がある。
- ・職員の差別事象が相次ぐ状況や部落差別解消推進法が制定されたことを考えれば、部落差別に特化した条例を検討していく必要がある。

【本市の説明】

- ・条例検討については、先の市会で市長が答弁したとおり現行の仕組みに基づく対応を基本とし、不足や不備があれば、時宜に応じて検討、対応する。
- ・条例等に盛り込まれていないために対応できないということが具体的にあれば、対応が必要と考える。現状では、研修の改善等、できることは取り込んでおり、市長答弁もその認識を示されたもの。
- ・人権施策推進審議会や有識者会議で、時宜に応じて意見を聞き、適切に対応していく。

○本市の取組全般について

【有識者等からの主な意見】

- ・起きてしまった事象にどのように対応するかが重要で、決意だけでは意味がない。
- ・今回のような酷い差別事象を二度と起こさないよう、大阪市は再発防止のために具体的な対策を講じる責任があり、大阪市が生まれ変わる契機にされたい。

○その他

【有識者等からの主な意見】

- ・差別用語が使用されているという説明だけでなく、発言された文脈を理解することが重要であり、差別事象の詳細を有識者等に共有されたい。
- ・有識者会議の開催が遅い。
- ・人権擁護法の制定、政府から独立した国内人権機関の設置を国に働きかけるべき。
- ・自分の個人情報を守るということも、人権の 1 つの課題。事前登録型本人通知制度もアンケートに含めるなど働きかけることを提案する。

【本市の説明】

- ・事象の詳細と今後取り組むべき方向性を文書として作成予定。示し方については検討するが、改めて、有識者等へ報告する。
- ・開催時期が遅れたことについては、たいへん申しわけない。皆様方からご意見をお聞きする有識者会議や審議会について、時宜に応じて適切に対応していく。
- ・人権救済等に関する法制度の確立について、毎年度、近畿市長会、大阪府市長会などとともに国への要望を行っており、引き続き行っていく。

(2) 大阪市におけるモニタリングの実施について

インターネット上のモニタリングの検討状況について説明を行った。

【有識者等からの主な意見】

- ・必要な施策は国に先んじて実施することも考慮し、審議会で意見を聴取されたい。
- ・プラットフォームに対する削除要請の検討とその対応経過を公表してもよいのでは。
- ・青少年健全育成の観点も考慮されたい。インターネット上の情報が人権教育面でも弊害が出てきている。
- ・インターネット上の差別や市民間の差別の場合、逃げ得となる可能性、差別した側が開き直ることが想定される。大阪市にはヘイトスピーチに関しては条例で対処の枠組みがあり、同和問題に関してもそのような対処の枠組みがあるとよい。
- ・同和問題以外の人権侵害の取り扱いはどうするのか。

【本市の説明】

- ・インターネット上の人権侵害に対する法的措置については、まず国において対応すべきという考え方は従来から変わっていないが、その妥当性については、審議会からのご意見も聞きながら、今後も考えていく。
- ・削除要請までの手順など、技術的な部分については、来年度、まずはお示しした手法で実施したいと考えている。モニタリングの対象は、まずは同和問題のみとする予定。
今後も改善できることは検討していく。